

土地改良区だより

令和3年8月発行(第29号)
 埼玉県比企郡川島町大字白井沼99番地1
 川島町土地改良区 ☎049-297-6767
<https://www.kawadokai.com/>

理事長あいさつ

川島町土地改良区理事長 **飯島 和夫**

残暑の候、皆様方におかれましては、ご健勝にてご活躍のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、土地改良区事業の運営につきまして、ご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

令和元年の台風19号による災害復旧事業につきまして、令和2年度ですべての事業を完了いたしました。ここ数年、異常気象により、各地で豪雨災害や猛暑による渇水などが発生しておりますので、今後とも安定した施設管理を関係機関と連携して実施してまいります。

また、未収金につきましても、弁護士への債権回収委託を実施し、滞納処分の手続きを進め、引き続き徹底した回収に努めてまいります。

今年度で、4年間の総代、役員任期が満了となります。様々な課題に対しご指導、ご支援をいただきながら事業を進めてまいりました。今後、デジタル情報やAI(人工知能)など、先端技術を活用した農業へのDX(デジタル技術による生活やビジネスの変革)が進む中、土地改良区の将来を見据え、皆様とともに一歩一歩着実に前進してまいりまいる所存ですので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

この秋、総代・役員選挙を行います!

現在の総代は令和3年9月30日、役員は10月24日をもって任期満了となります。これに伴い、今秋に総代・役員選挙を行います。選挙にあたり、選挙人名簿を調製しますが、名簿に記載の情報は土地改良区組合員(納付書に印字された住所・氏名)で調製を行いますので、組合員が変更される場合は、あらかじめ土地改良区へ届出をお願いします。

なお、各選挙区ごとの総代・役員定数は、下記表のとおりです。

【総代選挙の選挙期日(投票日)】

・期日 令和3年9月13日(月)
 午前7時から午後5時まで

※各選挙区ごとの候補者が、総代数を超えない場合は投票は行いません。

【役員選挙について】

役員は、被選挙区制を設けており、総代会で選出されるため組合員による投票は行いません。

◎総代とは?

総代は、各地区(選挙区)の組合員から選出される組合員代表です。総代で組織される『総代会』は、土地改良区における最高議決機関になります。

◎役員とは?

役員は、被選挙区制を設けており、総代会で選出します。役員には理事・監事という役職があり、理事は土地改良区の運営者であり『理事会』は執行機関となります。監事は、事業及び財務状況を監査する立場であり、監事で組織される『監事会』は土地改良区の財務状況等を監査します。

総代選挙区と総代数		
選挙区	選挙区域	総代数
第1選挙区	大字中山、戸守、吹塚、南園部、北園部、正直	8名
第2選挙区	大字上伊草、伊草、下伊草、角泉、安塚、飯島	8名
第3選挙区	大字平沼、白井沼、紫竹、宮前、上猪、下猪、釘無、新堀、吉原、表	10名
第4選挙区	大字出丸下郷、上大屋敷、下大屋敷、出丸中郷、出丸本、西谷、曲師	7名
第5選挙区	大字上ハッ林、下ハッ林、畑中、三保谷、牛ヶ谷戸、山ヶ谷戸、東大塚	9名
第6選挙区	大字上小見野、下小見野、加胡、松永、谷中、梅ノ木、虫塚、一本木、鳥羽井、鳥羽井新田	8名
第7選挙区	東松山市大字古凍、吉見町大字江綱	2名

役員被選挙区と理事数、監事数			
被選挙区	被選挙区域	理事数	監事数
第1被選挙区	大字中山、戸守、吹塚、南園部、北園部、正直	3名	1名
第2被選挙区	大字上伊草、伊草、下伊草、角泉、安塚、飯島	2名	1名
第3被選挙区	大字平沼、白井沼、紫竹、宮前、上猪、下猪、釘無、新堀、吉原、表	3名	1名
第4被選挙区	大字出丸下郷、上大屋敷、下大屋敷、出丸中郷、出丸本、西谷、曲師	2名	1名
第5被選挙区	大字上ハッ林、下ハッ林、畑中、三保谷、牛ヶ谷戸、山ヶ谷戸、東大塚	3名	1名
第6被選挙区	大字上小見野、下小見野、加胡、松永、谷中、梅ノ木、虫塚、一本木、鳥羽井、鳥羽井新田	3名	1名
第7被選挙区	東松山市大字古凍、吉見町大字江綱	1名	

令和3(2021)年度の賦課金について

賦課金は、土地改良区の運営に必要な経費として、4月1日現在の土地の所有者(または耕作者)へ地積割りで賦課します。

※基準額は10a(1,000㎡)あたり

賦課費目	主な用途	賦課対象	基準額(円)	納期限
◎経常賦課金	◎事務経費等			
(1) 組合費	・用水路の管理	耕作者	3,700	(1)~(3)まで
◎特別賦課金	◎揚水機場関係			
(2) かんがい排水事業施設維持管理費	・揚水機場やパイプラインの維持費	耕作者	800	1期 令和3年8月31日 2期 令和3年11月1日 3期 令和3年12月27日
(3) 北部及び南部かんがい排水事業工事費	・県営かん排事業の借入償還金	所有者	6,550	
(4) かん排施設運営費	・揚水機電気代等	耕作者	2,300	全期 令和4年1月31日

(1)~(3)の合計賦課金額、(4)単独賦課金額が1,000円以下となる組合員は減免となります。

※(3)は令和5年2月が償還完了予定のため、組合員への賦課は令和4年度が最後となります。

※(4)の基準額は、揚水機場の電気代清算後に算定するため変動があります。

※農地中間管理機構へ土地を貸付している方は、(1)~(4)すべての賦課金が所有者賦課となります。

(5) 北部及び南部かんがい排水事業工事費前納賦課金 基準額1,200円/10a ※希望者賦課
 工事費の前納を希望される組合員は、償還完了年度分までを一括で納付できます。前納をご希望の方は、令和3年8月31日までに申し込みください。

(6) 地区除外義務決済金 基準額48円/㎡(工事費前納済みの土地は46円/㎡、白地は1円/㎡)
 農業委員会で転用許可された土地へ賦課します。転用されると賦課対象地から除外され、組合費や維持管理費等を残りの土地で負担することになります。決済金は、残る組合員の負担軽減のため、利用します。※公共用地の買収でも決済金がかかります。

★口座振替納付の方は、振替日前に口座の残高をご確認ください!

納期日に残高不足等で口座振替出来なかった場合は、後日郵送する納付書(督促状等)にて金融機関窓口で直接納付してください。

★納付書のお取扱金融機関にご注意ください!

令和3年4月1日から、三菱UFJ銀行では川島町土地改良区の納付書はお取扱しておりません。また、令和4年4月1日からは、三井住友銀行でもお取扱ができなくなりますので、ご注意ください。これらの金融機関以外でのご利用が難しい方には、直接お振込いただける口座をご案内します。

★法律事務所による未収金回収業務を実施しています!

過去に未納がある方は、川島町土地改良区が委託契約する下記の法律事務所から、納付催促を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【委託先】 弁護士法人 エジソン法律事務所 弁護士 大達 一賢
 東京都千代田区神田錦町1-8-11 錦町ビルディング4階

★賦課金滞納者には滞納処分を執行します。

滞納期間や金額を問わず、賦課金に未納がある方は滞納処分の対象となります。現在、当土地改良区で初となる滞納処分の執行に向け、粛々と手続きを進めております。

令和3(2021)年度 揚水機運転状況

★節水にご協力ください★

単位:円

今年は昨年に比べ、4月から6月にかけての降雨量が少なく、稼働できるすべての揚水機から送水を行っているため、6月までの電気代は昨年度より700,961円増加しています。今後、猛暑による河川の水不足が懸念されますので、吐出口の水は掛け流さず、使用後は必ず蛇口を締めましょう。

年度	5月分電気代	6月分電気代	合計
令和2年度	3,983,105	7,437,487	11,420,592
令和3年度	3,999,604	8,121,949	12,121,553
比較増減	16,499	684,462	700,961

財務状況について

【令和2年度 収入・支出決算】

一般会計			
収入		支出	
款	決算額	款	決算額
1 組合費	52,466,043	1 事務所費	52,769,768
2 補助金	348,264,105	2 負担金	48,000
3 財産収入	35,181	3 維持管理費	8,498,210
4 雑収入	1,225,264	4 事業費	1,738,000
5 繰入金	10,075,329	5 災害復旧費	509,157,000
6 使用料	14,652,365	6 財産費	1,601,830
7 借入金	320,000,000	7 諸費	246,881
8 繰越金	183,714,450	8 償還金及び利子	320,288,438
		9 借入金利子	0
		10 繰出金	14,682,956
		11 予備費	0
収入合計	930,432,737	支出合計	909,031,083

※収入支出差引残金 21,401,654 円は、翌年度に繰り越しました。

特別会計（北部及び南部かんがい排水事業）

一般会計			
収入		支出	
款	決算額	款	決算額
1 組合費	118,160,863	1 事務所費	2,456,588
2 補助金	36,877,560	2 事業費	36,571,863
3 雑収入	2,668,669	3 維持管理費	56,714,849
4 交付金	11,058,000	4 負担金	13,082,475
5 繰入金	30,652,365	5 償還金及び利子	86,243,770
6 繰越金	8,508,017	6 借入金利子	0
		7 繰出金	1,104,000
		8 繰出金	5,000,000
		9 諸費	919,119
		10 予備費	0
収入合計	207,925,474	支出合計	202,092,664

※収入支出差引残金 5,832,810 円は、翌年度に繰り越しました。

特別会計（地区除外義務決済金）

一般会計			
収入		支出	
款	決算額	款	決算額
1 決済金	21,575	1 雑費	0
2 雑収入	9,588	2 繰出金	9,200
3 繰越金	56,232,940	3 予備費	0
収入合計	56,264,103	支出合計	9,200

※収入支出差引残金 56,254,903 円は、翌年度に繰り越しました。

・資産 352,431,240 円
・負債 178,565,515 円

【令和3年度 収入・支出予算（当初）】

一般会計			
収入		支出	
款	予算額	款	予算額
1 組合費	54,497,000	1 事務所費	49,430,000
2 補助金	12,200,000	2 負担金	197,000
3 財産収入	25,000	3 維持管理費	11,469,000
4 雑収入	1,410,000	4 事業費	2,003,000
5 繰入金	10,000	5 災害復旧費	4,250,000
6 使用料	0	6 財産費	2,953,000
7 繰越金	8,000,000	7 諸費	950,000
		8 借入金利子	1,000,000
		9 繰出金	50,000
		10 予備費	3,840,000
収入合計	76,142,000	支出合計	76,142,000

特別会計（北部及び南部かんがい排水事業）

一般会計			
収入		支出	
款	予算額	款	予算額
1 組合費	128,977,000	1 事務所費	4,824,000
2 補助金	33,015,000	2 事業費	45,822,000
3 雑収入	2,810,000	3 維持管理費	45,672,000
4 交付金	3,141,000	4 負担金	18,375,000
5 繰入金	18,900,000	5 償還金及び利子	86,245,000
6 使用料	14,652,000	6 借入金利子	1,000
7 繰越金	10,000,000	7 繰出金	723,000
		8 繰出金	5,000,000
		9 諸費	500,000
		10 予備費	4,333,000
収入合計	211,495,000	支出合計	211,495,000

特別会計（地区除外義務決済金）

一般会計			
収入		支出	
款	予算額	款	予算額
1 決済金	1,000	1 雑費	1,000
2 雑収入	30,000	2 繰出金	10,000
3 繰越金	56,234,000	3 予備費	56,254,000
収入合計	56,265,000	支出合計	56,265,000

【土地改良施設維持管理適正化事業】

土地改良施設の機能低下の防止や機能回復のため、定期的に行う必要のあるポンプのオーバーホール、ゲートの整備補修及び設備改善に取り組んでいます。

＜事業主体＞ 土地改良区
＜負担割合＞ 国30%、県30%、地元30%(5年間拠出)+10%

※令和2年度実施の土地改良施設適正化事業は、緊急整備補修事業で実施したため、負担割合が国30%、地元70%でした。

【県費単独土地改良事業】

支線管水路・吐出口の設置を必要としている箇所について、県の補助により工事を実施しています。

＜事業主体＞ 土地改良区
＜負担割合＞ 県33%、地元66%(市町補助含む)

【災害復旧事業】

令和元年度台風19号で被害を受けた揚水機場の修繕を行いました。また、令和2年度は、同規模の被害を軽減できるように止水対策工事を実施しました。

＜事業主体＞ 土地改良区
＜負担割合＞ 国95.1%、地元4.9%

※地元負担については川島町、東松山市より補助をいただきましたので、土地改良区の負担はありませんでした。

単位：円

年度	令和2年度	令和3年度
工事名	鳥羽井排水機場ポンプ整備補修工事	中山樋管整備補修工事
事業費	5,731,000	4,100,000
施工場所	大字鳥羽井新田地内	大字吹塚地内
施工内容	2号排水機クラッチ修繕工	鋼製水門整備補修

単位：円

年度	令和2年度	令和3年度
工事名	支線管水路工事	支線管水路工事
事業費	10,901,000	21,350,000
施工場所	大字正直地内ほか	大字上八ツ林地内ほか
施工内容	吐出口設置工	吐出口設置工

単位：円

年度	令和元年度	令和2年度
工事名	揚水機場電気設備修繕工事ほか6工事	浸水対策止水工事
事業費	493,537,000	15,620,000
施工場所	梅ノ木古凍揚水機場ほか	梅ノ木古凍、白井沼、釘無揚水機場
施工内容	揚水機操作盤更新等	止水パネル設置、地下本管弁室地上部分嵩上げ

土地改良区からのお知らせ

- ◎令和3年度の水路機械浚渫（バックホウによる水路掘り）の申請期限は9月30日（木）です！
- ◎水路の草刈り（も刈り）・手掘り時には傷害保険に加入できます！
- ◎草刈り（も刈り）・手掘りを実施した地区には手当をお支払いします！

★申請書類は土地改良区の総代及び役員へ送付していただきますのでご確認ください。
いづれも地区の代表者（総代・役員、区長等）からの申請で受け付けています。

土地改良区への届出について

～こんなときは、必ず届出をしましょう！～

・農地を貸借／返還／売買／譲渡するとき
・相続等の理由により、組合員名を変更するとき
・住所、納付書の送付先が変更になったとき
・所有している農地の面積が増減があったとき
★農地の売買・貸借・名義変更の届出は『組合員資格得喪通知書』を提出してください。用紙は、土地改良区のホームページからダウンロードができます。また、川島町農業委員会の窓口や、土地改良区事務所でも配布しています。
★振替口座を登録・変更の際は、埼玉中央農業協同組合と埼玉縣信用金庫の各支店にてお手続きをお願いします。手続きに必要な書類は土地改良区事務所でも配布しています。

※農地を売買・譲渡する場合、その土地に滞納した賦課金があると、新しくその土地を取得した方に支払い義務が生じることになります。売買契約等の際には、当事者間で賦課金を清算してください。

主要な事業の実施状況及び事業予定

★事業状況の写真は、順次ホームページに掲載していきます。

単位：円

【基幹水利施設ストックマネジメント事業】

県営土地改良事業により造成された揚水機場、農業用管水路等が造成から40年以上経過しているため、更新時期を迎えています。施設の劣化状況等を調べ、安定した農業用水を供給するために取り組んでいます。

＜事業主体＞ 埼玉県
＜負担割合＞ 調査計画：国50%、地元50%(市町補助含む)

※実施計画後に対策工事を実施：国50%、県25%、地元25%（市町補助含む）

※揚水機場については昭和及び出丸揚水機場を除いた施設が対象です。

年度	令和2～令和4年度
地区名	埼玉5期
事業費	68,000,000
施設名	揚水機場、パイプライン本管の制水弁等(堰、水門を含む)
内容	機能診断、機能保全計画の策定